令和4年度下諏訪町プレミアム付商品券 取扱店募集のご案内

下諏訪町、下諏訪商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内店舗、事 業所の消費拡大、地域経済の活性化を目的とする「下諏訪町プレミアム付商品券」を発行いたしま す。(総額3億5千1百万円)

つきましては、多くの事業所の皆様に取扱店としてご登録いただき積極的にご活用いただきます よう、下記のとおり取扱店を募集いたします。

※本事業趣旨、注意事項、参加取扱店の責務にご賛同の上お申し込みください。

1事業概要

事業主体	下諏訪町
事業協力者	下諏訪商工会議所
発行総額	351,000,000円
発行内容	1,000円券×13枚 13,000円を10,000円で販売する
登録店の範囲	下諏訪町内の店舗・事業所、または事業主体が認めるもの
登録店の負担金	負担金はありません
取扱い開始予定日	7月末頃
利用可能期間	商品券お届け日~令和5年2月28日(火) (利用可能期間以後の使用はできません)
換金有効期間	令和4年8月29日(月)~令和5年3月6日(月)の毎月6の付く日 (6の付く日が休日の場合は翌営業日)
購入対象者	町内在住者
購入限度額	一人あたり5セット50、000円を限度とします
取扱店舗の周知	・今回発行する商品券を利用できる取扱店舗の情報については、「取扱店舗一覧」を作成配布する予定です(新聞掲載、HP等を利用)・商品券購入者へは、商品券販売時に「取扱店舗一覧」をお渡しします※令和4年7月15日(金)締切後の申込みはHP等のご案内になります

参考(今回のプレミアム付商品券購入スキーム、対面販売ではありません)

購入希望者に振 商品券申込 込み用紙を郵送

入金確認後 商品券をお届け

2 商品券取り扱いにあたっての注意事項

同品が扱う扱くにのたっての任息事業	
商品券が利用で きない商品等	①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペードカードなど換金性の高いもの ④性風俗関連の営業に係るもの ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課 ⑥IC カード等への電子マネーのチャージ等 ⑦その他取扱店が特に指定するもの
釣 銭	・商品券の額面に満たない利用であっても釣銭は支払わないでください
換金時の負担額	・換金の際は額面どおり金額をお支払いします(登録店の換金手数料なし)
取扱店表示	・取扱店表示ポスターを、必ず見やすい位置に掲示してください・ポスターを3枚配布します不足する場合はお問い合わせください
取扱上の注意	 ・商品券裏面の指定欄に他店の押印等がある場合は、不正利用防止の為取扱をしないでください ・事前に配布する取扱手引きの「商品券見本」と照合し、偽造や不正利用の恐れがあるものは取扱をしないでください ・今回発行の商品券を参加取扱店関係者が購入し、消費に利用せずに換金することは禁止します。そのような事実が発覚した場合には、店舗名を公表し、今後の同事業への参加を禁止します ・仕入れ等の事業性取引には使用しないでください
換金手続き	 ○換金を行う金融機関は八十二銀行下諏訪支店、諏訪信用金庫下諏訪支店・御田町支店・湖浜支店、長野銀行下諏訪支店、長野県信用組合下諏訪支店です 上記金融機関とお取引がない場合はご相談ください ○換金は、毎月6の付く日(銀行が休業の場合は翌営業日)に上記金融機関窓口で手続きを行ってください。口座入金は換金手続き日以降となります。換金期日を過ぎた商品券は無効となります *登録店舗以外は換金できません。

- 申込方法 取扱店申込書(別紙)に必要事項を記入の上、申込締切日までに下諏訪商工会議所 宛 FAX: 28-8811、e-mail:shimocci@cci.shimosuwa.nagano.jp 又は窓口へご持参 ください。
- 申込締切 *令和4年7月15日(金)*まで
- *上記期限を過ぎますと新聞広告、購入者等へ配布する「取扱店舗一覧」に掲載できない場合がありますので、お早めにお申込み下さい。
- *利用店舗の申込受付は、商品券の利用可能期限まで商工会議所窓口で随時行いますが、締切期日後のお申込の場合、ホームページ等のみでのご案内となります。
- 申込先 下諏訪商工会議所 (平日8時30分~17時30分、土日祝祭日除く)

〒393-0087 下諏訪町西鷹野町4611

TEL: 27 - 8533

H P: http://www.cci.shimosuwa.nagano.jp/